

令和 7 年度エコ協力店いわて認定等業務

企画提案実施要領

令和 7 年 1 月

岩手県環境生活部資源循環推進課

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度エコ協力店いわて認定等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

本事業は、令和7年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。この場合において、本業務委託への応募等に要した経費は補償しないので、留意すること。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「令和7年度エコ協力店いわて認定等業務」一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和8年3月27日まで

ただし、天災地災その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は業務委託を継続することが適当でないときと認めるときは、この期間内であっても契約の全部又は一部を解除することがある。

(4) 予算額

4,513,000円以内（税込）

実際の契約金額については、別途受託者の提案内容により県と受託者が協議のうえ、予定する事業価格に基づき算定した額を支払うものとする。

3 参加者の資格要件等

本業務に関する参加者は、以下に掲げる企画競争参加資格の要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めたうえでプロポーザルに参加する者とし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「4 プロポーザル手続き等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格要件〕

- (1) 岩手県内に事業拠点を有する特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）とし、当該法人

の設立目的に環境保全に係る活動を明記している者であること。

- (2) 国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県環境生活部資源循環推進課
電話：019-629-5367 FAX：019-629-5369
電子メールアドレス：AC0003@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」
→ 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、【様式 1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年2月5日（水）17時まで
- イ 提出方法 原則として電子メール又はFAXによる。
- ウ 回答方法 受け付けた質問については、原則として電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめてホームページに掲載する。
なお、質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他政党な利益を害する恐れのあるものについては掲載しない。
- エ 回答期日 随時回答する。
なお、最終回答の期日は令和7年2月7日（金）とする。

（４） 企画提案書等の確認

参加者は、企画提案書等を下記期限までに提出しなければならない。

- ア 提出書類
- ① 【様式2】 企画提案参加資格確認申請書
 - ② 【様式3】 事業に関わるスタッフ一覧
 - ③ 【様式4】 団体の概要及びこれまでの活動実績に関する調書
 - ④ 【様式5】 令和7年度エコ協力店いわて認定業務等委託 企画提案書
 - ⑤ 事業スケジュール表（任意様式）
 - ⑥ 【様式6】 見積書
 - ⑦ 【様式7】 事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）
 - ⑧ 【様式8】 役員名簿
 - ⑨ 定款又は会則及び最新の総会の議事録
 - ⑩ 令和5年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録等事業内容及び収支内容がわかる書類
 - ⑪ 令和6年度事業計画書、収支予算書等
- イ 提出部数 2部（正本1部・副本1部）
- ウ 提出期限 令和7年2月13日（木）17時必着
- エ 提出先 岩手県環境生活部資源循環推進課（住所等は上記「4(1)担当課」を参照）
- オ 提出方法 持参又は郵送による。
※ 持参の場合は、9時から正午まで及び13時から17時までの間に持参のこと。
※ 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて担当課宛の親展でウの提出期限までに必着のこと。
- カ 留意事項
- ・ プロポーザル参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
 - ・ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
 - ・ 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
 - ・ そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「5 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画競争に関する留意事項

次の何れかに該当する場合、企画提案は無効又は失格となる。

- ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- イ 参加資格が認められなかった者の企画提案
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）又は第 94 条（虚偽表示）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ 提出した書類に虚偽の内容を記載したとき
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
- キ 上記 1 (4) の委託料の予算額を超えた提案
- ク その他企画提案に関する条件に違反した提案

(7) プロポーザルへの不参加

- ア プロポーザルの参加資格を認められたものが「5 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案審査委員会の実施日の前日までに【様式 9】参加辞退届を担当課まで持参又は郵送により提出しなければならない。
- イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取り扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、資料 4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案審査委員会において行う。

(2) 企画提案審査委員会の開催

- ア 開催日時（予定） 令和 7 年 2 月 20 日（木）
 - イ 開催場所（予定） 岩手県庁内
- ※ 企画提案の提出状況などにより開催時期等が変更となる場合がある。詳しくは別途通知する。
- ウ 開催方法等
 - ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用は認めるが、追加資料等の提出は認めない。
 - ・ プレゼンテーションの順番については、企画提案審査委員会が定めた順による。
 - ・ 時間は 1 者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。ただし、変更になる場合がある。

- ・ プレゼンテーションの実施については、別途参加者あて通知する。

(3) 委託候補者の決定

- ア 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- エ 選定委員会の審査の結果、適切な候補者がいないときは、候補事業者なしとしたうえで、再募集することがある。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のため修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

7 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が岩手県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。